近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	一七一号
(三)	占用を制限する区域	区域
		備考
	高槻市南芥川町五一八番一から同市南芥川町五〇〇番一五まで	
(四)	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	令和八年六月一日
(七)	図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

公　告

諸　事　項

工場財団

大阪市北区西天満六丁目３番17号**化繊ノズル株式会社**の岡山県井原市東江原町1579番地１化繊ノズル株式会社早雲ＶＩＬＬＡＧＥについての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申出て下さい。

令和８年５月12日

岡山地方法務局笠岡支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月12日

中国地方整備局長　山本　大志

1　処分をした年月日　令和８年４月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社はらぶん　原　　洋介　島根県松江市東朝日町29　国土交通大臣許可（般―６）第29229号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年４月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告